

障害者支援に係る生活衛生関係営業許可申請手数料等の減免制度について

1 概要

障害者の生活介護・就労支援等に係る事業者等が、障害者に生産活動その他の機会を提供する等の目的のために行う食品衛生関係営業及び環境衛生関係営業（以下、「生活衛生関係営業」という。）について、営業許可申請等に係る手数料を減免します。（平成30年4月1日～）

2 減免する手数料の範囲

横浜市手数料条例第2条第21号、26号から30号、33号及び36号から38号に掲げる手数料

| 横浜市手数料条例 第2条 | 手数料名 |
|-----------------|----------------|
| 21号 | 興行場の経営の許可申請手数料 |
| 26号 | 旅館業許可申請手数料 |
| 27号 | 旅館業許可承継承認申請手数料 |
| 28号 | 浴場業許可申請手数料 |
| 29号 | 理容所又は美容所の検査手数料 |
| 30号 | クリーニング所の検査手数料 |
| 33号、36号～38号 | 食品営業許可申請手数料 |

環境衛生関係営業

食品衛生関係営業

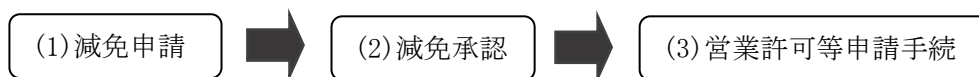


3 適用条件

減免の対象となる生活衛生関係営業は、障害者の生活介護・就労支援等に係る事業者が行う次に掲げるものとなります。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、13項及び14項に規定する障害福祉サービスを行う事業所、及び同条第27項に規定する地域活動支援センターにおける生活衛生関係営業であって、障害者に生産活動その他の機会を提供するために行うもの
- (2) 横浜市障害者地域活動ホーム事業要綱に規定する障害者地域活動ホームにおける生活衛生関係営業であって、障害者に生産活動その他の機会を提供するために行うもの
- (3) 横浜市ふれあいショップ事業実施要綱に規定するふれあいショップにおける生活衛生関係営業
- (4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校における生活衛生関係営業であって、障害者に自立を図るための必要な知識技能を習得させるために行うもの
- (5) その他健康福祉局長が認めたもの

4 手続きの流れ



- (1) 減免申請・・・減免を受けようとする営業施設の存する区の福祉保健センター生活衛生課に減免申請書を提出してください。
減免を受けようとする施設が「3 適用条件 (1)」に該当する場合は、健康福祉局障害企画課が発行した指定書又は健康福祉局障害支援課が発行した事業者登録完了通知書の原本を提示し、写しを添付してください。
- (2) 減免承認・・・減免が承認されると、減免申請書を提出した窓口で減免承認書が交付されます。
- (3) 許可申請手続・・・許可申請手続の際には、減免承認書の原本を提示してください。

減免申請は、必ず営業許可等申請の前に行ってください！！



5 記入例

記載上の注意

1. 申請書は黒又は青のペン、ボールペンを使用してください。(鉛筆書きは不可)
2. 印鑑は必要ありません。

別紙 1

〇年 〇月 〇日

手数料減免申請書

横浜市長

法人の場合は登記上の法人所在地を記入してください

法人の場合は名称と役職名も記入してください

申請者 住所 **横浜市中区港町1-1**

氏名 **社会福祉法人はま愛会
理事長 横浜太郎**

電話 **045-XXXX-XXXX**

障害者支援に係る生活衛生関係営業許可申請手数料等の減免に関する要綱の規定により、手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|---------------|----------|--------------------------------|--|
| 減免申請施設 | 営業施設の所在地 | 西区中央1-5-10 はま茶屋ビル 15階 | |
| | 営業施設の名称 | 地域作業所はま茶や | |
| | 営業の種類 | 飲食店 | 営業施設で行う事業内容について、具体的に記入して下さい。 例：就労に必要な知識及び能力向上の訓練の場としての飲食店営業 |
| 菓子製造業 | | | |
| 減免申請に係る事業等の内容 | | 生産活動の機会を提供するために行うカフェの営業とお菓子の製造 | |
| 減免申請する手数料の合計額 | | 34,000円 | |

営業の種類や、新規申請・更新申請によって違います。また、要綱第4条の(1)に該当する場合は、指定書又は事業者登録相談ください



6 お問い合わせ先一覧 (平日 8:45~17:00)

各区福祉保健センター生活衛生課

| 窓口 | 電話番号 | | 窓口 | 電話番号 | |
|-------|----------|----------|-----|----------|----------|
| | 食品衛生係 | 環境衛生係 | | 食品衛生係 | 環境衛生係 |
| 鶴見区 | 510-1842 | 510-1845 | 金沢区 | 788-7871 | 788-7873 |
| 神奈川区 | 411-7141 | 411-7143 | 港北区 | 540-2370 | 540-2373 |
| 西区 | 320-8442 | 320-8444 | 緑区 | 930-2365 | 930-2368 |
| 中区 | 224-8337 | 224-8339 | 青葉区 | 978-2463 | 978-2465 |
| 南区 | 341-1191 | 341-1192 | 都筑区 | 948-2356 | 948-2358 |
| 港南区 | 847-8444 | 847-8445 | 戸塚区 | 866-8474 | 866-8476 |
| 保土ヶ谷区 | 334-6361 | 334-6363 | 栄区 | 894-6967 | |
| 旭区 | 954-6166 | 954-6168 | 泉区 | 800-2451 | |
| 磯子区 | 750-2451 | 750-2452 | 瀬谷区 | 367-5751 | |